14 狩猟税の課税状況

	区 分	税率	狩猟者登録総件数	調 定 額 (千円)
	所得割額の納付を要する者	-	694	10,59
bite	① うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円 × 1/4	0	
	② うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円 × 3/4	0	
	③ 法附則32条の2第1項に該当するもの	16,500円 × 1/2	15	12
第一	④ 法附則32条の2第2項に該当するもの	16,500円 × 1/2	88	72
種	⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	591	9,75
銃猟	所得割額の納付を要しない者	_	13	12
免許	⑥ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円 × 1/4	0	
に	⑦ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円 × 3/4	0	
係 る 登 録	⑧ 法附則32条の2第1項に該当するもの	11,000円 × 1/2	0	
	⑨ 法附則32条の2第2項に該当するもの	11,000円 × 1/2	3	1
	⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	10	11
	課税免除	_	1,429	
	⑪ 法附則32条第1項に該当するもの	_	1,418	
	② 法附則32条第2項に該当するもの	_	11	
	所得割額の納付を要する者	_	0	
	③ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円 × 1/4	0	
	④ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円 × 3/4	0	
	⑤ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円 × 1/2	0	
457	⑤ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円 × 1/2	0	
網網	① 上記に該当しないもの	8,200円	0	
免許	所得割額の納付を要しない者	_	0	
Z) ct-x	® うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4	0	
符 係る	⑤ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4	0	
登	② 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0	
猟 録	② 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0	
	② 上記に該当しないもの	5,500円	0	
税	課税免除	_	6	
	② 法附則32条第1項に該当するもの	_	6	
関	② 法附則32条第2項に該当するもの	_	0	
	所得割額の納付を要する者	_	154	1,04
係	⑤ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円 × 1/4	0	
ゎ	② うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円 × 3/4	0	
	② 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円 × 1/2	10	4
	※ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円 × 1/2	43	17
な	29 上記に該当しないもの	8,200円	101	82
猟 免	所得割額の納付を要しない者	_	4	1
許に係る登録	③ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4	0	
	③ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4	0	
	② 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0	
	③ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円 × 1/2	2	
	部 上記に該当しないもの	5,500円	2]
	課税免除	_	986	
	⑤ 法附則32条第1項に該当するもの	_	977	
	③ 法附則32条第2項に該当するもの	_	9	
		_	55	17
	③ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4	0	
	③ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4	0	
當一新	⑩ 汁が出りの名祭1項に対火ナスもの		23	
	売猟免許に 切 佐州則32米第1項に該当りるもの3	_	0	
	銀 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0	
	② 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円 × 1/2	1	
	銀 上記に該当しないもの	5,500円 ~ 1/2	31	17
	一 上 日 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	9,300□	31	17